

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地理学会（以下「本会」という。）が刊行する学会誌への原稿の投稿、投稿された原稿の閲読、および学会誌の編集に関する倫理上の基本的な事項を定めるものである。

(原稿)

第2条 本会の学会誌に掲載する原稿は、本会定款の目的達成に資するため、正確性と信頼性が十分に保たれ、社会への説明責任を果たす、学術的価値の高い内容を含むものとする。

(相互協力と配慮)

第3条 著者、閲読者、および編集専門委員会は、原稿の審査と学会誌の編集の過程における役割を理解した上で相互に協力し、それぞれの人格や知的独立性に十分な敬意を払い、節度をもって誠実に対応し、軽視や侮蔑を疑わせる記述や行動をしてはならない。

第2章 著者

(著者の範囲)

第4条 著者は、当該原稿について次の4項目を全て満たし、原稿の内容に共同責任を負える者全員であり、またその範囲に限られる。

- (1) 研究の着想またはデザイン、あるいはデータの取得、分析、または解釈の全てあるいはいずれかに実質的な貢献をする。
- (2) 原稿の執筆、または原稿内容への重要な批判的推敲や改訂を行う。
- (3) 原稿を出版することを最終的に同意する。
- (4) 原稿の内容に関する疑義が適切に解き明かされることを保証し、原稿のすべての内容への説明責任を負う。

(二重投稿の禁止)

第5条 著者は、他の学術誌等に掲載済みもしくは投稿中の、同一あるいは極めて類似する内容の原稿を、オリジナリティが必要とされる原稿種別に投稿してはならない。

(盗用の禁止)

第 6 条 著者は、他者が既に発表した内容を適切な方法で引用しなければならない。他者による未発表のデータやアイデアなどは、権利者の許諾を得るなどの適切な手続きを経た上で利用し、盗用をしてはならない。

(捏造および改ざんの禁止)

第 7 条 著者は、捏造あるいは改ざんした内容を投稿する原稿に含めてはならない。

(問題解決)

第 8 条 著者は、投稿あるいは学会誌に掲載された原稿について、重大な誤りや他者の権利侵害などの倫理上の問題が判明した場合には、速やかに編集専門委員会に申告し、編集専門委員会からの意見を踏まえながら、問題の解決に努めなければならない。

第 3 章 閲読者

(公平かつ客観的な閲読)

第 9 条 閲読者は、別に定める学会誌の閲読に関する内規に基づいて、公平さと科学的客観性を保って原稿の閲読を行い、閲読者自身の考え方や、著者または原稿の内容への好悪など感情に基づく非客観的あるいは非論理的な判断で閲読を行ってはならない。

(閲読者の辞退)

第 10 条 閲読者は、著者あるいは原稿の内容に関して利害関係がある場合は、速やかに編集専門委員会に申告し、閲読を辞退しなければならない。

(閲読結果の報告)

第 11 条 閲読者は、編集専門委員会が定める期限までに、説明責任を果たせる論理的な記述により、閲読結果を編集専門委員会に報告しなければならない。

(二重投稿、盗用、捏造・改ざんの報告)

第 12 条 閲読者は、閲読する原稿あるいはその内容に、二重投稿、盗用、捏造・改ざんの可能性がある場合は、速やかに編集専門委員会に報告しなければならない。

(閲読者の守秘義務)

第 13 条 閲読者は、閲読する原稿の内容を他者に漏洩してはならない。また、閲読した原稿が公表されるまでは、その内容を閲読者自身のために利用してはならない。

第 4 章 編集専門委員会

(編集専門委員会の役割)

第 14 条 編集専門委員会は、本会の諸規程等に基づいて、公平公正かつ、迅速な原稿の審査および学会誌の編集を行う。

(客観性および学術的価値の保持)

第 15 条 編集専門委員会は、学会誌に掲載される原稿のすべてについて、客観性および高い学術的価値の保持に努めなければならない。

(閲読者の選定)

第 16 条 編集専門委員会は、投稿された原稿の専門性を考慮し、また当該原稿にかかわる利害関係者を除外し、適切な閲読者を公正に選定しなければならない。

(編集専門委員会の守秘義務)

第 17 条 編集専門委員会および委員は、審査中の原稿の内容に加え、掲載された原稿を含む審査過程を他者に漏洩してはならない。また、審査した原稿が公表されるまでは、その内容を編集専門委員会の委員自身のために利用してはならない。

(審査結果の通知)

第 18 条 編集専門委員会は、閲読結果に基づく合議により原稿を審査し、審査結果を論理的かつ簡潔明瞭な記述で著者に通知しなければならない。

(異議申し立てへの対応)

第 19 条 編集専門委員会は、審査結果についての異議申し立てに対し、その妥当性を速やかに検討し、その結果を著者に通知しなければならない。異議が妥当と判断された場合、著者の権利を回復する適切な措置を速やかに実行する義務を負う。

(審査の停止)

第 20 条 編集専門委員会は、著者、閲読者、あるいは編集専門委員会委員より、審査中の原稿に対して本規程あるいは公益社団法人日本地理学会倫理綱領（以下、本会の倫理綱領とする。）に抵触する疑義の報告があった場合、当該論文の審査を停止し、速やかに適切な措置をとらなければならない。

(掲載原稿の取り消し)

第 21 条 編集専門委員会は、学会誌に掲載された原稿に本規程あるいは本会の倫理綱領に抵触する疑義が生じ、これが解消されない場合は、本会理事会の承認を経て、当該原稿の掲載を取り消すことができる。

第 5 章 雑則

(その他)

第 22 条 本規程に定めていない倫理上の事項については、本会の倫理綱領に従う。

(規程の改廃)

第 23 条 この規程の変更又は廃止は、理事会の決議により行う。

付 則

1 この規程は 2021 年 4 月 1 日より施行する。